

・充電設備本体購入の支払証憑	(手引きP-23)
・工事費の支払証憑	(手引きP-24)

より抜粋

両方提出が必要です。
片方だけではないので、注意してください。

■ 交付申請者宛の **領収証** および **金融機関発行の振込証明書のコピー** (取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー) を提出してください。

■ 振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、

① ② ③ ④

支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。

⑤ ⑥

両方提出が必要です。
片方だけではないので、注意してください。

■ インターネット等による振込の場合には、**領収証** および **金融機関発行の支払完了を証する書類** を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリントアウトしてください。

その際は 振込手続完了ではなく振込完了(資金移動)が確認できる必要があります。

■ 自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出してください。

■ 金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

■ 領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。